【別紙１】

漁業分野

育成就労計画審査基準一覧

業務区分	主たる技能	ページ数
漁業業務区分	漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生	1
養殖業業務区分	養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生	3

【別紙１】

育成就労計画審査基準

漁業分野（漁業業務区分）／ 主たる技能：漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生

技能の定義	漁船や漁具・漁労機器等を用いて海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する技能	
必須業務	１年目	２年目、３年目
	漁具の作成・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. アイスプライス作業 4. かえる又結び作業 5. 本目結び作業 6. 釣針結び作業 7. 撚り戻し・釣り針環結び作業 8. 網糸で網地を編む作業 9. 同目合網地を網糸で繋ぐ作業 10. ロープに網地を取り付ける作業 11. 網地の直線切断作業	漁具の作成・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. アイスプライス作業 4. かえる又結び作業 5. ショートスプライス作業 6. ロングスプライス作業 7. いかり結び作業 8. 本目結び作業 9. ロープの端留め(バックスプライス)作業 10. フィッシャーマンズノット作業 11. エイトノット作業 12. ローリングヒッチ作業 13. 釣針結び作業 14. 撚り戻し・釣り針環結び作業 15. 網糸で網地を編む作業 16. 網地穴の補修作業 17. 同目合網地を網糸で繋ぐ作業 18. ロープに網地を取り付ける作業 19. 網地の直線切断作業 20. 網地の斜め切断作業 21. 部品良否選択
	漁具・漁労機器の操作作業 1. 操業漁具準備（整反、水深設定、枝縄等の準備） 2. 探索（鳥・魚発見、GPS・魚探・ソナー操作） 3. 魚取り込み（釣り込み、魚汲み、魚外し、取り出し）・玉網で海中の魚を掬う 4. 餌処理（運搬、取付、活魚艙活かし、餌撒き） 5. キャプスタン（立・横ローラー）巻上操作 6. ロープワーク（ロープ束処理、ボタン結び） 7. フック（竿）引揚げ（海中の浮子・ロープ・魚等の引揚げ）	漁具・漁労機器の操作作業 1. ＧＰＳを使用し、位置を知る作業 2. 魚群探知機の操作作業（魚群と海底） 3. レーダーの操作（自他船位置、漁具位置等） 4. ソナーの操作作業（魚群と海底） 5. 魚取り込み（釣り込み、魚汲み、魚外し、取り出し）・玉網で海中の魚を掬う 6. キャプスタン（立・横ローラー）巻上操作 7. ロープワーク（ロープ束処理、ボタン結び） 8. 探索（鳥・魚発見、水温） 9. フック（竿）引揚げ（海中の浮子・ロープ・魚等の引揚げ） 10. 操業漁具準備（整反、水深設定、枝縄等の準備） 11. 餌処理（運搬、取付、活魚艙活かし、餌撒き） 12. チェーン・シャックル繋
	漁獲物の処理作業 1. 漁獲物の種類分け（種、性）作業 2. 漁獲物のサイズ・重量分け作業 3. 漁獲物の鮮度保持（洗浄、速殺、脱血、凍結、氷）作業 4. 魚艙（活魚艙）管理（温度、水質）作業	漁獲物の処理作業 1. 漁獲物の種類分け（種、性）作業 2. 漁獲物のサイズ・重量分け作業 3. 漁獲物の鮮度保持（洗浄、速殺、解体、内臓等除去、脱血、凍結、氷）作業 4. 魚艙（活魚艙）管理（温度、水質、氷、冷凍）作業 5. 箱詰め作業（箱入れ・出し、魚並べ）
安全衛生業務	① 雇入れ時の安全衛生教育 ② 乗船時の安全衛生教育 ③ 作業開始前の安全装置等の点検作業 ④ 漁業業務区分に必要な整理整頓作業 ⑤ 漁業業務区分の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑥ 保護具の着用と服装の安全点検・収納作業	⑦ 保護具の装着、収納の必要性理解及び指導の実施 ⑧ 安全装置の使用等による安全作業 ⑨ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑩ 異常時及び事故発生時の応急処置作業の習得 ⑪ 操業時の事故（転倒、海中転落、落下物、噛みつかれ等）防止 ⑫ 消火器による初期消火作業

【別紙１】

育成就労計画審査基準

漁業分野（漁業業務区分）／ 主たる技能：漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生

その他従事する業務の例	(1)漁業業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ① 水揚げ作業の準備 ② 水揚げ作業（陸上選別を含む。） ③ 出港時の漁具積み込み作業 ④ 帰港時の漁具積み下ろし作業 ⑤ 船体補修作業 (2)漁業業務区分に関連する業務 ⑥ 陸上での漁具製作・補修作業 ⑦ 陸上での漁労機器点検作業 ※(2)の業務は付随的に従事することが可能です。
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	特になし
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	①漁労機器類(1.は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること) 1. 育成就労に従事する漁業を操業する漁船（かつお一本釣り、延縄、いか釣り、まき網、曳網、刺し網、定置網、かご、棒受網） 2. 魚群探知機 3. ソナー 4. 探鳥レーダー 5. 自記水温計 6. ＧＰＳ 7. 散水装置 8. 投縄機 9. ラインホーラー 10. 枝縄巻き機（ブランリール） 11. 自動いか釣り機 12. シーアンカー（パラアンカー） 13. スパンカー 14. パワーブロック 15. パースウィンチ 16. ネットホーラー（揚網機） 17. ガントリー（ギャロース） 18. 揚網用ネットホーラー 19. ネットキャリアー 20. ボールローラー 21. 網捌き機 22. キャッチホーラー 23. キャプスタン 24. ロープローラー 25. サイドローラー 26. ウィンチ 27. ドラム 28. リール 29. 集魚灯 30. 誘導灯 31. デリック（クレーン）（特別教育、技能講習等が必要。） 32. ベルトコンベアー 33. フィッシュポンプ 34. 冷凍機 35. 製氷装置 ②漁具類（必要に応じて使用すること） 1. 釣竿 2. 釣針(餌針、擬餌針、いか針) 3. 釣糸（テグス） 4. より戻し 5. 錘（分銅） 6. 延縄 7. 漁網 8. 定置網 9. 網糸 10. 網針 11. 浮子（あば） 12. 浮子（あば）綱 13. 沈子（いわ） 14. 沈子（いわ）綱 15. 環（かん）・環綱（かんづな） 16. かご網 17. かご枠 18. オッターボード 19. チェーン 20. ロープ（ワイヤー含む） 21. ブイ 22. 錨（土俵） 23. 向竹 24. 張出竿 25. たも網
製品等の例（該当するものを選択すること。）	漁獲物及びその加工品

【別紙１】

育成就労計画審査基準

漁業分野（養殖業業務区分）／ 主たる技能：養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生

<table>
<tr><td>技能の定義</td><td colspan="2">海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物を移植、放苗、育成などにより集中的に生産する技能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">必須業務</td><td>１年目</td><td>２年目、３年目</td></tr>
<tr><td>養殖水産物の取扱い作業
1. 養殖管理（規格選別、異常個体の選別、種苗確保等）
2. 付着生物駆除作業 （洗浄、投薬、ワクチン処理等）
3. 水温・水質管理作業
4. 飼育密度調整（分散）作業
5. 収穫作業
6. 清掃作業

漁具の保守・管理作業
1. 漁具（丸籠、網地、生簀、筏等）の保守管理作業
2. 養殖用機械、設備、器工具等の清掃作業
3. 養殖用機械、設備、器工具等の保守管理作業
漁具の制作・補修作業
1. まき結び作業
2. もやい結び作業
3. かえる又結び作業
4. 本目結び作業
5. 漁具（丸籠、網地、生簀、筏等）の作製補修作業</td><td>養殖水産物の取扱い作業
1. 養殖管理（規格選別、異常個体の選別、種苗確保等）
2. 付着生物駆除作業 （洗浄、投薬、ワクチン処理等）
3. 水温・水質管理作業
4. 害敵駆除作業
5. 飼育密度調整（分散）作業
6. 漁場環境の整備作業
7. 収穫作業
8. 清掃作業
漁具の保守・管理作業
1. 漁具（丸籠、採苗器、網地、生簀、筏等）の保守・管理作業
2. 養殖用機械、設備、器工具等の清掃作業
3. 養殖用機械、設備、器工具等の保守・管理作業
漁具の制作・補修作業
1. まき結び作業
2. もやい結び作業
3. かえる又結び作業
4. いかり結び作業
5. 本目結び作業
6. フィッシャーマンズノット作業
7. エイトノット作業
8. ローリングヒッチ作業
9. 漁具（丸籠、採苗器、網地、生簀、筏等）の作製・補修作業</td></tr>
<tr><td>安全衛生業務</td><td colspan="2">① 雇入れ時等の安全衛生教育
② 作業開始前の安全装置等の点検作業
③ 養殖業業務区分に必要な整理整頓作業
④ 養殖業業務区分の作業用機械及び周囲の安全確認作業
⑤ 保護具（救命胴衣、安全帽、安全ベルト、命綱、安全靴、作業用救命衣等）の着用と服装の安全点検作業
⑥ 安全装置の使用等による安全作業
⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業</td></tr>
<tr><td>その他従事する業務の例</td><td colspan="2">(1)養殖業業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務
① 食品衛生上の管理（貝毒）、流通の管理作業
② 出荷前品質保持作業
③ 製造・加工作業（専従者がいる場合は該当しない。）
④ 構内運搬・梱包・出荷作業
(2)養殖業業務区分に関連する業務 ※（２）の業務は付随的に従事することが可能です。
① 育苗養殖作業
② ロープの結索作業
③ 丸篭、パールネットの吊り下げ作業
④ 給餌作業
⑤ 魚体測定作業
⑥ へい死魚等の取り上げ、回収作業
⑦ 採苗器稚貝付着状況・半成貝生育状況調査等
⑧ 器官の判別作業
⑨ 生産物の処理作業（洗浄等）
⑩ 剥き身作業</td></tr>
<tr><td>使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）</td><td colspan="2">養殖用種苗
養殖用餌料</td></tr>
<tr><td>使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）</td><td colspan="2">①漁労機器類(1.は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること)
1. 養殖施設（筏、生簀、養殖池）
2. クレーン船 （特別教育、技能講習等が必要。）
3. 小型船
4. 運搬船
5. 抑制棚
6. 洗浄機
7. 自動給餌装置
8. 浄化プール
9. 冷蔵庫・冷凍庫
10. フォークリフト（技能講習等が必要。）
11. 調餌機器
12. クレーン（特別教育、技能講習等が必要。）
13. アンカー
14. 締め機
15. ワクチン接種機
16. 乾燥機
17. 耳釣り機</td></tr>
</table>

育成就労計画審査基準

漁業分野（養殖業業務区分）／ 主たる技能：養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生

使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	②漁具類（必要に応じて使用すること） 1. 採苗器 2. 篩（ふるい） 3. ネトロンネット 4. 丸篭 5. パールネット 6. 幹網 7. 浮き球 8. 水温計 9. 比重計 10. 塩分計 11. 溶存酸素計 12. たも網 13. ロープ類 14. ケーソン 15. フロート 16. ローラー
製品等の例（該当するものを選択すること。）	養殖生産物及びその加工品